



0 7 4 0 0 3

加藤省吾氏収集文書
尼崎市立歴史博物館所蔵

資料番号	12-1
------	------



伊藤正雄
12
/



定

一 取決の主義は次述の如き事
一人當りの所得は其の年運に依るべき
決定せしむるに非ざる事

一 富の分配の事
一 男女の別なくしては其の才力に依るべき事

一 税定は其の年運に依るべき事

一 労働の力に依るべき事

一 労働の力に依るべき事

一 労働の力に依るべき事

一 労働の力に依るべき事

一 労働の力に依るべき事

一 労働の力に依るべき事

一 労働の力に依るべき事

一 労働の力に依るべき事

一 労働の力に依るべき事

一 労働の力に依るべき事

一 労働の力に依るべき事

一 労働の力に依るべき事

